

つながる、広がる、智頭 Miraize プロジェクト車両調達及び保守管理業務公募型プロポーザル実施要領

(業務目的)

第1条 この要領は、つながる、広がる、智頭 Miraize プロジェクト車両調達及び保守管理業務において、企画提案書等を比較検討し、業務先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 智頭町（以下「町」という。）は、5G（4G）などの移動通信機能を実装し、目的に応じて車内を可変できる大型ワゴン車等（以下「コネクテッドカー」という。）を地域の公民館、集会所等に派遣し、地域と庁舎等を各種専用システムで繋ぎ、地域において庁舎等と同等の行政サービスを提供することで、交通弱者や高齢者を含む地域の住民が、住み慣れた地域で安心して住み続けることができる環境づくりに向け、新しい切り口の行政サービス形態の有効性についての実証実験を行う。

受注者はそれを実施するための車両購入、架装、改変、車両ラッピング、車内レイアウト作成、保守管理（サポート含む）等を行う。

2 業務の内容は、(別紙1)「業務仕様書」による。

(予算額)

第3条 予算額は10,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(契約期間)

第4条 契約日から令和4年3月31日とする。ただし、コネクテッドカー調達に係る納品日は、受注者と別に定める。

なお、受注者とは契約の相手方であり、審査会により、最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、協議が不調のときは、審査会で順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(参加資格要件)

第5条 このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この募集の開始日以後において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (3) 町との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (4) 智頭町が定める令和3・4年度智頭町競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録されていること。

なお、本プロポーザルに参加する者であって、競争入札参加資格を有していない者は、(別紙3)「競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類」を令和3年9月3日（金）までに提出すること。ただし、当該申請書類の提出により競争入札参加資格者名簿に登録するものでないことを了解すること。

(企画提案書等の作成)

第6条 企画提案書等は、(別紙2)「企画提案書作成要領」(以下「作成要領」という。)に基づき作成するものとする。

(審査会の設置)

第7条 町は、企画提案等の順位を決定するため、つながる、広がる、智頭 Miraize プロジェクト車両調達及び保守管理業務公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。
- 3 審査会は4名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- 4 審査に当たっては、提案者提出による企画提案書をもって内容を審議する。

(審査要領)

第8条 評価については、別に「つながる、広がる、智頭 Miraize プロジェクト車両調達及び保守管理業務審査要領」(以下「審査要領」という。)を定め、当該要領に基づいて行う。

(提案者の失格)

第9条 町は、提案者のうち審査委員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

(審査結果の通知、公表)

第10条 町は、審査結果を提案者全員に通知するものとする。

(スケジュール)

第11条 契約の締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合もある。

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 町ホームページ掲載(公募開始) | 8月20日(金) |
| (2) 質問受付期限 | 8月27日(金) |
| (3) 企画提案参加申込書の提出期限 | 9月3日(金) |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 9月10日(金) |
| (5) 審査会開催 | 9月15日(水) |
| (6) 審査結果の通知 | 9月17日(金) |
| (7) 契約締結等の協議及び見積もり依頼 | 9月21日(火) |
| (8) 仮契約締結 | 9月24日(金)まで |
| (9) 契約締結 | 9月下旬 |

(提案書の取扱い)

第12条 提案書は原則として返却しない。

なお、町に提出された書類は智頭町情報公開条例(平成12年智頭町条例第14号)に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提出者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

(暴力団の排除)

第13条 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- 3 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (1) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (2) 暴力団員を雇用すること。
 - (3) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (5) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (7) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に際し必要な事項は、智頭町企画課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月20日から施行し、契約の締結日をもって廃止する。

(別紙1)

業務仕様書

1 業務の名称

つながる、広がる、智頭 Miraize プロジェクト車両調達及び保守管理業務（以下「本件業務」という。）

2 業務の概要

智頭町（以下「町」という。）は、5G（4G）などの移動通信機能を実装し、目的に応じて車内を可変できる大型ワゴン車等（以下「コネクテッドカー」という。）を地域の公民館、集会所等に派遣し、地域と庁舎等を各種専用システムで繋ぎ、交通弱者や高齢者を含む地域の住民が、住み慣れた地域で安心して住み続けることができる環境づくりに向け、新しい切り口の行政サービス形態の有効性についての実証実験を行う。

受注者はそれを実施するための車両購入、架装、改変、車両ラッピング、車内レイアウト作成、保守管理（サポート含む）等を行う。

3 契約期間

契約日から令和4年3月31日とする。ただし、コネクテッドカー調達に係る納品日は、受注者と別に定める。

なお、受注者とは契約の相手方であり、審査会により、最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、協議が不調のときは、審査会で順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

4 業務処理責任者の選任

受託者は、業務処理責任者（1名）を定め、契約締結後速やかに町に報告するものとする。

業務処理責任者は、業務（調達・改変等）の状況を常に把握し、町担当者と緊密な連絡を保つものとする。

なお、業務処理責任者は、受注者の他の業務と兼任させることは差し支えない。

5 権利関係

(1) 本業務による著作権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。

(2) 所有権及び著作権、肖像権について

ア 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

イ 本業務に関する所有権及び著作権は、原則としてすべて発注者に帰属することとし、権利関係を調整すること。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保物を非独占的に使用できることとする。

ウ 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

6 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

7 委託の制限

- (1) 受注者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を委託するときは、あらかじめ町の承認を得なければならない。ただし、契約の主要部分ではなく、委託することが合理的なものとして以下に示す軽微なもの及びこれに準ずると認められる委託については、この限りでない。

ア 印刷物のデザイン及び外注印刷の類

イ 車両の改変等の類

- (3) 町は、(2)の承認をするときは、条件を付することができる。
- (4) 受注者は第三者に委託を行う場合は、委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者に対して責任を負わせるものとする。

8 守秘事項等

- (1) 本件業務における成果物（中間成果物を含む。）については、本件業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (2) 本件業務の履行に当たって、知り得た情報を他者に漏らしてはならない。
- (3) (2)の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- (4) 受注者は業務の一部を第三者に委託する場合には、当該受託者に対して、守秘義務を遵守させなければならない。

9 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本件業務を遂行するための個人情報の取り扱いについては、(別記)「個人情報取扱業務契約特記事項」（以下、特記事項）を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委託する場合には、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

10 事業提案書作成に要する経費

本提案書作成に要する経費は、全て受注者の負担とする。

11 定期協議

受注者は、必要に応じて、町と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行うこと。なお、詳細は打合せによる。

12 業務の実施内容

(1) 智頭町では以下のサービス提供を想定しているが、提供方法（通信手段等）及びこれ以外のサービスについても効果的と思われるものは予算の範囲内で積極的に提案をすること。

ア 介護予防支援（ロコモ・フレイル予防対策）・・・専用端末は町が準備

イ 防災・危機管理対策（現地災害対策本部機能）

ウ 都市部・中山間地の交流促進（地域イベントのリアル配信・バーチャルツアー体験による移住促進）

その他、医療・介護分野の相談窓口（特定保健指導、遠隔医療、面会支援）、5G 体験（eスポーツ）による交流促進など

(2) 受注者が行う業務の概要は次のとおりである。

コネクテッドカー（車両）の購入、追加架装及び改変業務

項目	内容
車両	ハイエースグランドキャビン又はハイエースキャンパー特装车 ※提案段階の車両であり、納期等によっては、協議により同等品に変更する場合もあり。
外装	智頭町の特色を生かしたラッピングとする。
標準架装	バッテリー電源コンセント、LED室内照明など、「2業務の概要」に資する効果的なサービスの企画提案に沿ったものとする。
追加架装	エアコン、液晶ディスプレイ、サイドオーニング、テーブルセットなど、「2業務の概要」に資する効果的なサービスの企画提案に沿ったものとする。

※購入備品等の仕様等の詳細については（別記1）を参照すること。

(2) 保守管理業務

システムの運用保守	本年度に限り運用保守管理について、その実施方法を具体的に提案すること。
-----------	-------------------------------------

(3) その他、受託者において独自に提案する業務

13 令和3年度の町と受注者の責任の分担

町と受注者の分担は、原則として、次の表に左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の担当の欄に記載された者が負うものとする。

業務内容	町	受注者
車両		○
外装（デザインは町と協議し決定すること）		○

標準架装		○
追加架装		○
セキュリティ対策	○	
保険加入手続	○	
架装品の保守管理・サポート		○

14 合意管轄裁判所

この業務に係る訴えについては、智頭町を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。ただし、特許権等に関する訴えについては、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条に定めるとおりとする。

15 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、町と受注者とが協議して定めるものとする。

(別記1)

コネクテッドカー（車両）の仕様

項目		仕様
車両仕様		ハイエースグランドキャビン又はハイエースキャンパー特装車 (3/6人乗り、ガソリン車又はディーゼル車、4WD)を標準とし、車両オプションは必要であれば機能性・安全性などを加味した提案とすること。 また、付帯装備品として、冬用タイヤ、ドライブレコーダーを必須とすること。
外装		耐久性、環境性のあるものを提案すること。
標準架装		バッテリー電源コンセント、LED室内照明及び事業者の企画提案に必要な架装については、提供サービスに必要な仕様及び台数を提案すること。
追加架装		下記に掲げる備品以外で事業者の企画提案に必要な架装については、提供サービスに必要な仕様及び台数を提案すること。
	液晶ディスプレイ	43インチ以上で1台以上とすること。
	サイドオーニング	天幕幅300cm以上、天幕長さ250cm以上、また付属品として、ブロッカー（フロントパネル・サイドパネル2枚）を必須とすること。
	キャビネット (収納BOX)	ノートパソコン・プリンター等精密機器を収納できること。
	エアコン（家庭用）	室内空間に応じた機能的なものとする。
	テーブルセット	安全かつ車内可変に応じた機能的なものとする。

(別記)

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この契約による業務を処理するため県から提供された個人情報が記録された資料等を、町の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製・複写の禁止)

第5 受注者は、この契約による業務を処理するため町から提供された個人情報が記録された資料等を、県の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するため町から提供された個人情報が記録された資料等をき損し、及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するため町から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに県に返還するものとする。ただし、町が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するため町から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えいし、き損し、及び滅失した場合は、町に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 町は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(別紙2)

企画提案書作成要領

1 提出書類等

(1) 企画提案書は、1提案者につき1提案とすることとし、次の書類を提出すること。

ア 企画提案書(様式1)

(添付資料)

(ア) 別紙1業務仕様書12に定める業務を実施するために必要な事業計画書(以下「事業計画書」という。)

(イ) 事業の実施体制を明らかにする書類

(ウ) 見積書の明細を算出し、その経費を記載すること。

イ 会社・団体等概要及び事業実績(様式2)

(2) 企画提案書の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 事業計画書については、業務仕様書12の業務を実施するに当たっての方針(全体のコンセプト)、企画構成内容(車内レイアウト、独自提案内容等)を明確に記載すること。

イ 見積書については、下記の注意事項に従った見積書を作成すること。

(ア) 宛名は「智頭町長 金児 英夫」とすること。

(イ) 見積書は、経費内訳が分かる内容であること。

(ウ) 契約に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、提案者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から110分の10を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を見積書に記載し、かっこ書きで契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額)を併記すること。

2 企画提案書等の提出

(1) 提出部数：正本1部、副本4部

(2) 提出規格：A4版縦(A3版の折込可)

(3) 提出方法：以下の提出先に持参又は送付の方法により提出すること。

なお、送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱と明記すること。)によること。

【提出先】

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭 2072 番地 1

智頭町役場企画課

電話 0858-75-4112 ファクシミリ 0858-75-1193

電子メール kikaku@town.chizu.tottori.jp

(4) 提出期限：令和3年9月10日(金)

3 質問の受付

本企画提案に関し、質問がある場合は、令和3年8月20日（金）から8月27日（金）までの間に、2の（3）の提出先に、電子メールにて送付すること。（様式は任意）なお、質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて、智頭町企画課ホームページ（<https://www1.town.chizu.tottori.jp/chizu/kikaku/>）に掲載して回答するものとする。また、訪問又は電話による質問は、原則として受け付けないこととする。

(様式1)

つながる、広がる、智頭 Miraize プロジェクト車両調達及び保守管理業務企画提案書

令和3年 月 日

智頭町長 金兒 英夫 様

提案者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおりつながる、広がる、智頭 Miraize プロジェクト車両調達及び保守管理業務企画提案書及び関係書類を提出します。

記

1 連絡先

担当者 職・氏名			
電 話 番 号		ファクシミリ	
電 子 メ ー ル			

2 選任を予定する業務処理責任者及び業務担当者の職、氏名

区 分	職	氏 名
業務処理責任者		

3 必要な添付書類 別添のとおり

(様式2)

会社・団体等概要及び事業実績

1 会社の概要

名称	代表者職・氏名	本社所在地（電話・FAX）
	設立年 年	
資本金 万円	全従業員 名	
会社概要 特記事項		

2 事業実績

平成30年度から令和2年度までに遂行した実施業務のうち、規模の大きい順に3つご記入ください。

実施時期	実施概要
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

※個々の事業の内容が確認できる成果品等があれば、写し等を添付してください。

3 広報関係業務の事業実績

過去に広報関係の実施業務がある場合は、実施時期に関わらず、規模の大きい順に3つ記入してください。

実施時期	実施概要
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

※個々の事業の内容が確認できる成果品等があれば、写し等を添付してください。

(別紙3)

競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類

調達公告2 参加資格要件(4)に定める「競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類」は、次に掲げる書類とする。

- 1 一般競争入札参加資格審査申請書(別紙様式第1号)
- 2 登記簿謄本の写し
 - (1) 法人: 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
 - (2) 個人: 代表者の身分証明書
- 3 営業経歴書(受注履歴)
- 4 財務諸表の写し(直近決算期分)
 - (1) 法人: 財務諸表
 - (2) 個人: 収支内訳書又は決算書等
- 5 納税証明書の写し(直近1年分)
 - (1) 法人: 法人税、消費税、地方消費税及び市町村県民税
 - (2) 個人: 申告所得税、所得税、地方消費税及び市町村県民税
- 6 使用印鑑届(別紙様式第2号)